

## 第6回

# 金融審議会公認会計士制度部会

2006年5月29日

金融庁総務企画局企業開示課

午後 1 時00分 開会

○関部会長 ただいまから金融審議会公認会計士制度部会の第 6 回会合を開催いたします。

本日は、大変皆様ご多用のところをご参加頂きましてまことにありがとうございます。

本日の会議につきましても公開ということでご了解を頂きたいと存じます。

本日は、まず事務局から、前回ご欠席で今回ご出席の委員のご紹介をお願いしたいと思いません。

○池田企業開示課長 それではご紹介させていただきます。

本日、原早苗委員がご出席でございます。

なお、事務局側、本日櫻田金融担当副大臣、それから後藤田金融担当政務官が出席をさせて頂いております。

○関部会長 ありがとうございます。

それでは、まず櫻田金融担当副大臣よりご挨拶を頂きたいと存じます。

○櫻田金融担当副大臣 本日は皆さんご苦労さまでございます。

前回に引き続き出席させて頂きました。一言ご挨拶させて頂きたいと思えます。

金融庁では去る 5 月10日にカネボウ株式会社にかかわる監査証明に関し、中央青山監査法人及び同法人の関与社員に対し行政処分を実施いたしました。証券市場を適切に機能させていくためには、会計監査に対する信頼を確保していくことが必要不可欠であり、問題事例には法令に基づき厳正に対処していくことが必要であると考えているところでございます。また、会計監査の信頼を確保していくためには、監査法人制度等のあり方について検討することも極めて重要であると考えております。皆様には今後とも精力的なご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○関部会長 ありがとうございます。

続きまして、後藤田金融担当政務官よりご挨拶を頂きたいと存じます。

○後藤田金融担当政務官 ご紹介を頂きました後藤田でございます。

委員の皆様方には大変お忙しい中、たびたび会をお開きを頂きまして、貴重なご意見を賜っておりますことを、金融庁として改めて御礼を申し上げたいと思えます。

金融庁にはいろいろな有識者懇談会がございまして、私は貸金業の方によく出席させて頂いていましたが、あの会は地べたに人が座るぐらい参加者が多うございます。しかしこの問題もですね、本当に投資家保護という観点からしますと大変重要なですね、僕は部会だと思ってお

りまして、閣部長を初めとした委員の皆様方の活発なご意見、ご指導を賜りまして、すばらしい、消費者にとって、投資家にとっていい制度を、また改めておつくりを頂けるかと思っております。

よろしく願いいたします。

○閣部会長 ありがとうございます。

それでは、お手元の議事次第に書かれております次の議題に移りたいと思いますが、その前に事務局よりご報告事項があるということですので、よろしく願いしたいと思います。

○池田企業開示課長 それでは冒頭お時間を頂戴しまして、2点ほど簡単にご報告させていただきますと思います。

まず第1点は、先ほど櫻田副大臣からのご挨拶の中にもございましたけれども、金融庁では5月10日にカネボウ株式会社に係る監査証明に関しまして、中央青山監査法人及び同法人の関与社員に対しまして行政処分を実施したところでございます。

関連の資料はお手元に配付をさせて頂いております。5月10日付の金融庁の発表資料にありますように、中央青山監査法人に対しまして業務の一部停止2カ月ということ。それから関与社員であった公認会計士3名に対して、内2名に対しては登録抹消を、1名に対しては業務停止1年の処分をしたところでございます。

それから、同じ束にとじ込んでありますけれども、一番最後のページになりますが、5月24日に関与会計士1名につきまして登録抹消ということで、追加的な処分を行っているところでございます。

前回の審議の際、当部会における今後の審議に当たっては、最近の粉飾決算の原因等についても検証していくことが重要であるというご指摘を頂いたところでございまして、この点につきましては、今回の処分に係る調査等を通じて私どもが把握した内容等について整理をさせて頂きまして、この事案のみならず他の事案、あるいは公認会計士・監査審査会で現在進めております検査の結果等ともあわせまして、後日改めて時間をとらせて頂いて、説明、ご議論を頂きたいというふうに考えているところでございます。

それから、ご報告の第2点でございしますが、現在の国会には金融庁の方から証券取引法等の一部を改正する法律案、いわゆる金融商品取引法案を提出して審議を頂いておるところでございしますが、この法案につきましては今月の16日に衆議院を通過いたしまして、現在参議院で審議を願っているという段階にございます。そして衆議院におけます審議に際しまして、衆議院の財務金融委員会の方で5月12日に本議案を可決頂くに当たり、附帯決議を頂いております、

当部会の審議にも関連ございます事項が含まれておりますので、ご紹介をさせて頂きたいと思っております。お手元に附帯決議の現物をお配りしておりますが、5月12日の衆議院財務金融議会における附帯決議で、この2ページ目の線を引いております2つの項目がございます。

一つは、監査法人制度等については、会計監査の信頼を揺るがしかねないさまざまな問題が生じていることも踏まえ、そのあり方について真剣な検討を進めること。

それから、もう一つ、監査法人による厳正な監査を確保する観点から、監査法人における内部統制の強化や監査の品質管理の向上等に努めるとともに、監査法人の情報開示、監査法人の選任・報酬決定及び監査法人の責任のあり方等について総合的に検討を行い、早急に必要な法整備を行うことという内容の附帯決議を頂いております。

当部会では、既に同様の問題意識を持って審議を開始させて頂いているところでございますが、立法府からもこのようなご指摘があるということも踏まえ、引き続き精力的なご審議を頂ければと考える次第でございます。

よろしく願いをいたします。

○関部会長 ありがとうございます。

それでは、議事次第に従いまして議事を進めてまいります。

前回の部会におきまして複数の委員の方々から、今後審議を行っていくのに際し、平成15年公認会計士法改正につながりました、平成13年から14年にかけての本部会での審議において、今後引き続き検討課題とされた事項について整理してもらいたいと、こういうご指摘がありました。そこで、当時の審議の結果につきましては、平成14年12月に公認会計士制度部会報告、公認会計士監査制度の充実・強化という報告書の形で取りまとめられたところでありますが、本日はこの報告において引き続き検討課題とされました事項を中心に、まず事務局からご説明頂くとすることにいたしたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○横山企画調整官 それではご説明申し上げます。

資料1をご覧頂きたいと思っております。

大きくまとめますと5点ございまして、監査人の独立性の強化との関係で、監査法人自体のローテーション。2つ目が、公認会計士の登録更新制度について、3番目が、監査法人やその社員の責任のあり方。4番目として、監査法人の社員の資格の拡大。5番目として、行政による監視・監督でございます。

具体的な論点につきましては、10ページをお開き頂きたいと思っております。

真中あたりの（４）の監査法人自身の継続的監査の制限というところですが、「監査法人自身の継続的監査の制限については、いわゆる大手監査法人による寡占化のもとの導入は、監査の実効性などに支障を生じる恐れが避けられず、このような点についての検証が必要である。したがって、監査法人自身の継続的監査の制限の導入の適否については、引き続き検討することが適切である。」とされております。

２つ目の論点の、登録更新制度については11ページの下の方の②をご覧ください。

ここでは、登録更新制度と継続的専門研修の履修の義務づけとなっておりますが、後半の方は平成15年の法改正で手当てがなされております。更新制につきましては、「公認会計士の登録については、法制度上、一定の有効期間を設けるとともに、引き続き登録する場合には、登録の更新を必要とする「更新制度」を導入する方向で検討することが適切である。」と。また、併せて、法制度上、「継続的専門研修」の受講を義務づけるとともに、当該受講を「更新制度」における要件の一つとする方向で検討することが適切である。」とされております。

３番目の監査法人ないし社員の責任のあり方につきましては、15ページの真中あたりをご覧ください。

「なお」以下ですが、「なお、監査法人を巡る組織形態に関しては、有限責任パートナーシップの組織形態を制度的に導入すべきであるとの指摘もある。この点に関しては、政府において、合理的かつ健全な私法上の事業組織形態のあり方について、私法上の問題点の整理と検討を開始するとともに、併せて税法上の取扱いも検討することとしており、将来的な検討課題と位置づけることが適当である。」とされております。

なお、先般の会社法により、すべての社員が有限責任社員となる組織形態として、合同会社制度が創設されました。また、有限責任パートナーシップの組織形態としては、有限責任事業組合制度が創設されております。

税法上の扱いにつきましても、前者につきましては法人課税、後者につきましては出資者に直接課税をいたします構成員課税というように、この分野では進捗が見られております。

また、引き続き同じ分野ですが、15ページの最終行から16ページにかけての、特に後半のあたりですけれども、「監査法人の社員に対する責任限定の制度的導入と併せて、監査法人自身が負うべき責任を制度的に限定すべきとの指摘があるが、この点に関し、損害賠償請求額の上限の法定化及び比例責任制の導入については、我が国における損害賠償を巡る法制度の現状などを勘案し、将来的課題として慎重に検討することが適切である。その際、法制審議会における会計監査人の責任のあり方についての今後の議論の動向などを踏まえることが必要であ

る。」。この法制審議会における会計監査人の責任のあり方につきましては、前回の審議会の際にご説明申し上げたとおりでございます。

また、引き続きまして、「監査法人としては、経営基盤の強化や損害賠償請求などに対する支払い能力の確保・向上が必要である。特に、善意の第三者の損害賠償請求権が不当に害されることを防止するなどの観点から、職業賠償責任保険の加入については、公認会計士協会の「自主規制」による「加入の義務づけ」として導入することが一案として考えられる。また、最低出資金の導入、監査法人の利益の一定割合の損害賠償準備金としてのプールなどの措置も考えられる。これらの措置については、監査法人における非関与社員の責任限定と併せて検討することが適切である。」としています。

また、（４）ですが、監査法人の財務内容などの公開について、「仮に、監査法人における非関与社員の第三者に対する責任限定を認める場合には、第三者からの損害賠償請求などの担保となるべき監査法人の財務についての内容を明らかにするとの観点から、この場合の監査法人の財務内容については、公認会計士協会に備置させるなど、公開を義務づける方向で検討することが適切である。」とされています。

また、（５）、監査法人及び社員の署名のあり方として、「監査証明は、組織的監査の観点から、監査法人としての責任を負うことを明らかにするべく、監査証明書には監査法人名及び代表社名の記名・押印を求めることが適切である。」とされております。

４番目の論点は、18ページの冒頭の（７）の社員の資格の拡大でございます。

これにつきましては、「監査を担う組織形態として、現行制度上、監査法人については、公認会計士のみからなる組織形態として認められているところである。このような現状に対して、監査法人に公認会計士以外の職業専門家が一定範囲内で社員として加入する組織形態を選択肢として設けるべきであるとの指摘があるが、仮に、そのような選択肢を認める場合には、監査法人としての中核的な業務である監査証明業務の遂行との関係において、公認会計士以外の職業専門家などが及ぼす実質的な影響の遮断の方策、組織運営上の規律のあり方などと併せた慎重な検討が必要である。」としております。

最後５番目につきましては、22ページの最後のパラグラフですけれども、行政による監視・監督ということで、公認会計士監査制度における行政のあり方につきまして、「資本市場全体の監視・監督のあり方との関係の中で、引き続き検討をすることが必要不可欠である。」とされております。

なお、19ページに少し戻って頂いて恐縮ですけれども、③でございます、マネー・ロンダリ

ングが疑われる行為についての公認会計士による当局への届け出の際の守秘義務の解除の問題については、現在警察庁を中心にしまして、公認会計士に限らず政府横断的にどのような対策をとるべきかということについて検討を行っているところでございます。

以上でございます。

○関部会長 ありがとうございます。

次に進めさせて頂きたいと思います。

次に、諸外国の監査法人制度等について、引き続き事務局よりご説明をお願いいたします。

○横山企画調整官 それでは引き続きまして、諸外国の監査法人制度等の比較、資料の2をお開き頂きたいと思います。

まず、データのなものからご説明いたします。

まず、公認会計士数ですが、前回もご説明したとおり、日本は公認会計士数16,500人余り、会計士補6,000人余り。それに対しまして、やはりアメリカは335,000人、イギリスが325,000人というふうにもうございます。

これは一つには我が国でいえば税理士に当たるような方々もこの中に入っているというふう言われております。加えてイギリスにつきましては後ほどご説明しますが、やはり法定監査対象が多いうございまして、そういう関係からも多いというふう考えられます。

フランスにつきましては、公認会計士協会（O E C）というのに登録会計士が17,000人余り、あと会計監査役協会（C N C C）というのに登録しておりますのが18,400人余りでございまして、法定監査を行うにはC N C Cの方に登録することが義務づけられております。なお、前者の方は税務・法務等を提供する会計士の団体でございまして、両方のサービスを提供する場合には両者に登録することが必要となります。

あと、ドイツにつきましては、経済監査士が12,578名、宣誓帳簿監査士が4,000名余り。前者の方はすべての法定監査を実施できる、後者の方は中小の有限責任会社の法定監査を実施できるということになっております。

次に、規模ごとの監査法人数については、これは日本、米、英とも、やはり中小規模の監査法人の数が非常に多うございます。

なお、所属の公認会計士がどのぐらい大手の監査法人に所属しているかということについては、なかなか統一的な統計がございまして、前回ご説明しましたとおり、日本につきましては4大監査法人、これはあくまでも2005年の3月末現在でございまして1法人平均で1,666人、5番目が200人、あと小規模監査法人ということになります。

アメリカについては4大監査法人の所属公認会計士数が2万人ということで、1社当たりが平均しますと5,000人、あとは中小規模が4,600名余りということで、平均しますと800人弱ということになっております。

あと、監査従事割合ですが、我が国につきましては、会計士の約53%の方が監査法人に所属して監査を含む業務に従事していると。あとの米、英、仏、独につきましては、監査法人という概念よりは、個人の事務所もあわせて監査事務所という概念で整理されていますが、公認会計士の方が、アメリカの場合は約40%が監査事務所、イギリスの場合は20%、フランスは50%、ドイツは54%というふうになっております。

主な法定監査の種類でございますが、そこに書いてありますとおり法律に基づくもの、イギリスのようにF S Aの上場規則に基づくもの、いろいろございます。

5番目の法定監査対象の会社数につきましては、日本が商法、証取法に基づくものが3,800、証取法に基づくものが590でございます、イギリスが54万というふうに、やはりほかの国に比べるとかなり多うございます。

あと、監査業務に対する規制の態様という、6番目でございますが、これは監査全般について法律で制定されていたり、各国の自主規制団体で規則を制定したりしております。特に、アメリカにつきましては、上場会社等について、これは、つまりSEC登録会社ですが、SEC、PCAOBの規則で制定されております。そして、非上場会社についてはAICPAによる自主規制規則規則になってございます。

3ページ目でございますが、上場・非上場会社への監査のあり方の相違、監査基準ということですが、これはアメリカを除き、各国ともにすべての監査に統一的な監査基準が適用されているということでございます。アメリカにつきましては上場会社についてはPCAOB、非上場会社についてはAICPAが定める監査基準というふうに分かれております。独立性の諸原則につきましても、アメリカの場合は上場、非上場でSEC、PCAOBとAICPAと倫理規則が分かれて規定されてございます。

あと、独立性規則については、後でご説明しますが、日本とかアメリカのように個別的に書いてあるもの、EUのように原則ベースで規則が適用されるものがございます。

EUのところに書かれております公益事業体については後ほどご説明しますが、ローテーション等の追加的な要件がございます。このEUの第8次指令については、よく公共事業体という概念が出てきますが、これは上場会社、銀行、保険会社、大規模会社等が含まれております。EU第8次指令というのは、監査に関する指令でございます、実は前回、4月26日の部会会



合の前日にEUの、つまり欧州連合の意思決定機関でございます欧州連合理事会で最終的に採択されております。施行されてから2年間以内に各国が法制化することが求められております。

7番目の監査法人のガバナンス・開示等、(1)の監査法人の社員の資格等でございますが、日本につきましては、ご存じのとおり社員全員が公認会計士でなくてはならないとなっております。

アメリカにつきましては、これは州法によっておりますので、州によって異なりますが、持分所有者の過半は公認会計士によって所有されていなければならない。この多くの州でという趣旨は、ほかの州は過半を超えている州がございます、3分の2等ございまして、これについては以前には、むしろもっと高い3分の2等を各州が求めておりました、それが今は流れとして下げている段階で、現在多くの州で過半となっております。

あと、イギリスについても過半。フランスはやや違うんですが、75%以上が監査人としての適性を有する者。ドイツも過半。ただ、EU指令が、持分の過半は法定監査人によるということで、フランスもこれが適用されると過半数になるというふうに考えられます。

次のページを見て頂きます、アメリカのところですが、監査事務所の持分所有者が監査事務所の業務に参加しなければならないとか、イギリスでは参加を求められていない。これはどうということかと申しますと、要するに持分を持っている者に純粋な投資が認められるかどうかということで、アメリカの場合は純粋な投資が認められない、要するに持分所有者は全員業務に参加しなければならないということでございます。イギリスは必ずしもそうではない、フランスもそうでもない、ドイツもそうでもない、EU指令もそれは求めていないということです。

あと、ボードですが、このボードというのは要するに監査法人で意思決定を行う、日本では監査法人によっていろいろ呼び方は異なると思いますが、そういう組織を設ける場合については、我が国についてはいずれにせよそもそも社員全員が公認会計士でございますので、もちろん規定はございません。

アメリカについてはメンバーの過半、イギリス、ドイツも過半、フランスだけが75%となっております。

EU指令を見ますと、EU指令につきましては過半数から75%、Up to 75 percentと書いてありますが75%までは適格性を有する者でなければならない。要するに反対解釈として100%公認会計士を求めることはできないというふうに解されると思います。

次に移ります。(2)の監査法人による開示でございます。

各国とも、監査事務所、監査法人に対する開示義務は明示的にはございません。ただし大手

監査法人は自発的に公表しております。またイギリス、フランス、ドイツなど、ほかの事業会社と同様に株式会社とかLLPとか、そういうものを利用しているものにつきましては、ほかの事業会社同様の開示義務というものが課されてございます。

注目すべきは、このEUの第8次指令のところに簡単に書いてございますが、EU指令は先ほどご説明いたしました、公益事業体を監査する監査人、監査事務所につきましては、各会計年度末から3カ月以内に年次透明性報告書というものを公表することが求められております。その内容としましては、かなり包括的でございます、法的構成とか所有形態、監査事務所のネットワークに属している場合にはそのネットワーク、法的アレンジメント、構成についてのアレンジメント、監査事務所のガバナンス構造、内部品質管理システムとその有効性、直近の品質管理レビューが行われた年月日、前年度に行われた被監査公益事業体のリスト、独立性の慣行、継続的専門研修についての方針、法定監査・被監査業務別を含めた総売上高のような財務情報、パートナーの報酬の根拠に関する情報といった、かなり広範なものも求めております。ですから、これを2年間以内でイギリス、フランス、ドイツも法制化というか国内で整備していかなければいけないということになると思います。

次のページの(3)、監査報告書の署名でございます。

日本につきましては、代表社員及び業務執行社員が自署、押印。指定証明の場合は指定社員だけになります。アメリカ・イギリスにつきましては、筆頭業務執行社員が自分の名前ではなくて監査法人なり事務所の名前を署名します。

フランスはやや変わっておりまして、筆頭業務執行社員が自署するのですが、通常ボードメンバーの1人も署名することとなっております、通常1法人あたり2人署名すると、ただし上場会社については法律上共同監査が義務づけられているため、2事務所から2名計4名の署名がされることが多いということでございます。例えば3事務所に頼んでいるところは6名が署名するということになると思います。ドイツにつきましては、筆頭業務社員が自署。EU指令につきましては、少なくとも監査を実施した法定監査人が署名と、ただし法人の名前か執行社員の名前かということについては特に記載はございません。なお、署名をした者につきましては、いずれにせよ当局に通知する必要がございます。

8番目の監査法人の独立性の規則でございます。

これは法律で定められていたり、監督機関の規則で定められていたりしております。

個別列挙であったり、国によりまして原則ベースであったりいろいろありますが、フランスはやや簡単なんです、日、米、英は見て頂くとおり、割と似ておりまして、会計帳簿とか財

務書類の記帳サービスとか財務会計に関する情報システム関係、鑑定評価、保険数理とか、内部監査の外部委託業務等が規定されております。

次ページの(2)の就職制限でございますが、我が国の場合は、関与社員の就任先への監査制限、被監査会社への就任制限の2つがございます。アメリカも同様でございます。イギリスにつきましては、就任先への監査制限、私たちの調べたところ、それのみがございました。フランスについては、逆に被監査会社等への就任制限のみ、EUにつきましては、監査先への就職制限のみが規定されております。

(3)のローテーションに関しましては、監査人自身のローテーションにつきましては、我が国については大会社等の監査、ほかの国については上場会社であったり公開会社等の監査となっております。我が国について大会社等というとやや狭く感じられるように聞こえるかもしれませんが、これは旧商法監査特例法に基づく会社とか、証取法の、要するに上場会社とか、公募による社債発行社等の有価証券報告書の提出者、銀行、保険会社、そのほか農林中金とか日本郵政公社だとか、さまざまなものが入っております。

ローテーションの対象につきましては、各国やや違うところもありますが、日本の場合は業務執行社員とか審査担当職員については7年・2年、7年継続すると2年ブレイクしなくてはならないという趣旨です。それは法律で指定。あとは公認会計士協会の方で大手監査法人につきましては5年・5年という規則を設けております。

アメリカにつきましては、筆頭業務執行社員、審査担当職員については5年・5年。年間10時間以上関与した社員、こういう意味でやや広いんですが、それについては7年・2年となっております。イギリスについても、筆頭審査担当は5年・5年。被監査会社の連結グループの重要な子会社の執行役員につきましては7年・2年。フランスについても6年ごととか、ドイツについては7年・3年。EUにつきましては7年・2年となっております。

監査法人のローテーションについては各国ともございません。私たちの承知している限りでは、例えばヨーロッパ諸国ではイタリアでは行っているということと、あとブラジルが行っていると聞いております。

中小監査法人へのローテーション規制ですが、我が国の場合は、周辺地域で公認会計士が不足している場合に免除がございますけれども、中小監査法人に対しても適用があると。アメリカの場合はやや特筆すべきでして、顧客が5社未満といった少ない場合、かつ、その監査事務所の持分所有者が10人未満の場合はローテーションの免除はあるんですが、この場合はPCAOBが3年ごとに1回行うレビューに関しまして、その監査法人の被監査会社を全件チェック

する、要するに重点的にチェックするということで担保している。あと英、仏は同様でございます。

あと、監査人の報酬の決定につきましては、我が国については監査委員会には同意権が与えられております。アメリカについては選任するというふうに権限が強うございます。イギリス、フランス、ドイツについても株主総会において選任するわけですが、イギリスにおきましては、監査委員会の提案に基づき総会に議案を提出する。提案に基づかない場合はその理由を年次報告書に書きなさいとなっております。またフランスの場合は、公開会社につきましては、監査人選任の議案作成の決議に最高経営責任者と次席は関与することはできないとなっております。EU指令では、公益事業体では原則監査委員会の推薦に基づき議案が作成され、株主総会において選任されるとされております。

監査報酬の決定方法につきましては、日本は監査委員会がある場合は同委員会に同意権。アメリカについては監査委員会において決定。イギリスにおいても監査委員会の承認を求められる。EUにつきましては、特に規定はないのですが、監査報酬は被監査会社に対する追加的な業務の提供に影響されるとか、成功報酬体系によることは認められないというふうになっております。

次に、(3)の監査委員会等における財務専門家の要求につきましては、アメリカ・イギリスが要求しております、日本は要求されておられません。フランス、ドイツも要求されておられません。EU指令は要求してございます。

次の監査人の交代。交代の方法ですが、ここは大體監査人は株主総会の決議によって解任される。フランス、ドイツには明示的に適切な理由がある場合以外に監査人は解任できない。EU指令も同様でございます。なお、EU指令では、会計処理についての見解の不一致は適切な理由に該当しないとされております。

交代があった場合の開示でございますが、日本につきましては、上場会社につきましては監査人が交代した際にその旨及びその理由を直ちに開示。これは取引所の適時開示規則でございます。アメリカにつきましては、監査人との間の意見の不一致の有無、それに対する監査人の意見を臨時報告書で開示する。また委任状勧誘資料というのは、これは株主総会の前に株主に送付するものですが、これにその旨を書き込まないといけません。イギリスの場合には、解任の旨を登記所に通知したり、あと監査人から預託された陳述書というものを原則株主・債権者全員に送付するか、裁判所に申し立てることが求められるということでございます。フランスにつきましてはAMFへの情報提供が求められるということとなっております。

次の監査人による交代理由の開示ですが、日本につきましては開示義務はないですが、会計監査人が株主総会に出席し解任についての意見を述べる事ができる。アメリカの場合は、会社と意見不一致があった場合、又は不正があった場合には臨時報告書で意見陳述を行うことが求められています。イギリスも株主・債権者等に注意を喚起すべきと考える事情を陳述書に記載して会社に預託。フランスについてはAMFに情報提供。EUにつきましては、監督当局に連絡することが求められております。

不正発見時の監査人の対応は次でございますが、これは各国とも同様でございます、不正が発見された場合には経営者に報告。取締役とか上級経営者の不正の場合には、監査役・監査委員会等に報告が求められるということでございます。

次の当局の通報につきましては、我が国の場合は特に定めがございません。ただし、財務諸表に重要な虚偽表示をもたらすと判断した場合には、監査法人、監査人が不適正意見を表明し、外部に報告しなければならない。アメリカの場合は経営者、取締役会等に報告しまして、それでも必要な措置をとらなかった場合にはSEC、つまりワンクッション置いてSECに通報。イギリスの場合には、特に金融機関等につきましてはFSAに報告となっております。フランスについては一番徹底してございまして、刑事については検察なんです、上場会社等の監査において発見された違法行為については監査人はAMFに通報ということで、かなり包括的となっております。

次は、監査人の刑事責任でございます。

日本につきましては前回ご説明したとおり、個人につきましては虚偽記載罪の共同正犯又は幫助ということで、法人については求められてございません。アメリカにつきましては、個人は500万ドル以下の罰金若しくは20年以下の懲役又は併科、法人は2,500万ドル以下の罰金となっております、監査法人にも罰則はかかっておりますが、今まで適用された事例はございません。そういう意味ではイギリス、フランス、ドイツにつきましても、刑事罰は法人にも処罰規定がございます、ないしはかかるということになっておりますが、聞きましたところかけられた例はないというふうに承知しております。なお、イギリスにつきましては、今度の会社法改正法案が通れば、新たな刑事罰というものが設けられる予定と聞いております。具体的には、故意または過失により重要事項につき虚偽の事項を監査報告書に記載した者は罰金刑に処される。ただしこれについては、個人のみで法人にはかかっていないというふうに聞いております。あとEU指令につきましては、一般的な制裁として、これは刑事・行政全く区別なく、一般的に制裁として書かれておりますが、法定監査を実施していない場合には有効、相応で抑止効果

のある制裁を規定する。制裁は、承認撤回の可能性を含まなければならない。この承認というのはどういうことかと申しますと、法定監査をするためには、法定監査人になるためには、そもそも承認という行為がまず必要でございますので、そもそもその承認の撤回というものの可能性というものが含まれるということでございます。

行政責任につきましては、我が国につきましては前回ご説明したとおり、公認会計士法では3種類。アメリカ、ほかの国はいろいろもっと幅広でございます、特に経済的制裁を備えているのが特徴でございます。

アメリカにつきましては、例えばPCAOB、SEC両方あるのですが、PCAOBについては、登録の停止・抹消だけではなくて、例えば監査事務所への就業禁止とか、専門職業教育・訓練の要求、あとこれはかなりの高額ですが、民事制裁金等の処分をとることができます。SECにつきましても、関連業務の一時的、終局的差止命令、これは要するに裁判所への申し立てによる違法行為の差止と考えて頂いてよろしいのですが。あとは譴責、業務停止、違法行為の停止命令、業務改善命令、民事制裁金というふうになっております。

イギリスにつきましては、自主規制団体の処分というのは結構強うございますので、規制団体の除名、開業資格取り消しとか、開業の申請資格の停止とか、厳重な戒告、戒告、罰金がございます。重要なものにつきましてはAIDBという独立の監督機関がございまして、そこが開業登録の抹消とか業務停止とか、戒告、罰金等を行うと。フランス、ドイツについても罰金も課されることとなっております。

次に民事責任のところの組織形態ですが、日本はご存じのとおり合名会社に準じた特別な法人でございます。ところがアメリカ、イギリス、フランス、ドイツともご覧のとおり、無限責任の形態、有限責任の形態、いろいろバラエティーがございまして、自由に選択できるようになってございます。ご案内のとおりでございます。

あと、法定監査に関する損害賠償請求額の上限につきましては、日本につきましてはこの間の会社法で入りました被監査会社に対する会計監査人の責任の一部免除制度がございます。前回ご説明したとおりでございます。ドイツを除くほかの国については上限の法定はございません。なお、ドイツがやや変わっておりまして、被監査会社に対する過失による賠償の限度額が決まっております。この1監査につき100万ユーロとか、上場会社の監査の場合、1監査につき400万ユーロとなっておりまして、これらについては契約による排除・制限は不可となっております。ただし、不法行為に基づく損害賠償請求に対しては適用外となっております。なお、この400万ユーロ等は後でご説明します保険補償額とリンクしております。

比例責任制につきましては、アメリカが40以上の州で適用されています。イギリスについては明文の規定はないのですが、判例上はあると聞いております。日本、フランス、ドイツについてはございません。

職業賠償責任保険については、加入が義務づけられているのがイギリス、フランス、ドイツ。このドイツについては、最近付保険金額が先ほど申しあげました損害賠償請求の上限とリンクしてございます。アメリカについてはございませんので、自家保険で賄っている。ただし、A I C P Aでは、これは要するに公認会計士の団体ですが、支払い能力を備えるという一般的な要求が行われております。

監査法人の設立につきましては、日本は5人以上の公認会計士が必要となっておりますが、ほかの国については特に定めがありません。日本公認会計士協会等、公的な監視機関ないしは自主規制機関への登録は各国とも求められてございます。

16番ですが、監督人の監督体制については、ご存じのとおり日本については金融庁と公認会計士・監査審査会、自主規制機関としては公認会計士協会。アメリカはP C A O B、S E C。英国はP O B等々がございます。

外国監査法人の登録につきましては、日本、イギリスは求められておりませんが、アメリカ、フランス、ドイツ、E U指令では求められております。

検査につきましては、日本が大手監査法人に対しては2年に1回、それ以外については3年に1回、日本公認会計士協会が品質管理レビューを実施。そのレビューを公認会計士・監査審査会がモニターして、その結果に基づいて検査を行っています。アメリカにつきましては、上場会社の監査につきましては、大手監査法人に対しましては毎年、それ以外につきましては3年に1回P C A O Bが検査をやります。非上場会社の監査については原則3年に1回A I C P Aによるピア・レビューを実施する。ほかの国についても、各監督機関、自主規制機関が3年1回等をやることとなっております。フランスにつきましては、C N C Cという自主規制機関がやりますが、それを政府の機関であるH 3 Cという団体が結果をレビューする。ドイツにつきましても、W P Kという自主規制機関によるレビュー報告書を決算書監査人監視委員会がレビューするということになっております。

公認会計士協会の自主規制でございますが、これはアメリカを除きまして各国とも職業専門団体に強制加入。そこでレビューとか検査等を実施しております。

そして、ガバナンスにつきましては、維持のための懲戒処分権限等を各団体が持っている。

継続教育制度につきましては各国とも受講義務があり、特にアメリカにつきましてはC P E、

これは要するに継続教育制度ですが、取得を条件に3年1回の開業資格の更新制度を州によって異なっておりますが、要求しております。

以上でございます。

○関部会長 どうもありがとうございました。

本日はただ今の事務局説明を踏まえまして、監査法人制度等の有り方について皆さんから自由にご意見を頂きたいと存じておりますけれども、それに先立ちまして、まず弥永委員から、諸外国における最近の動向等から、我が国の監査法人制度等のあり方についてどのような教訓が得られるのか等を、基調的なご意見をまず頂いて、その上で皆さんから弥永先生のご意見も踏まえて、いろいろご意見を頂戴いたしたいというふうに考えております。

それでは弥永先生、お願いいたします。

○弥永委員 それでは少しご報告かたがたお話をさせていただきますが、A4の紙でEU諸国の監査法人制度比較表というものがお手元にあると思うのですが、今事務局でご紹介くださったものを、もう少し小さい国も含めて、そしてやや焦点を絞って比較してみますと、まず第1に、現在話題になっております監査事務所の形態という点につきましては、従来アイルランドは有限責任の形態を認めていなかった、少なくとも会社法の条文そのものでは認めておりませんでしたけれども、実は数年前の会社法の改正によりまして、アイルランドも会計事務所でよいということになりましたので、現在はヨーロッパ諸国について申しますと、監査事務所は有限責任形態をとることができるということになっております。

これはなぜなのかと申しますと、やはり組織的な監査を要求しようということになりますと、会計事務所というような単位で監査をさせたほうがいい。ところが、無限責任を課しますと、会計事務所単位で監査をするということをディスカレッジするという面があるからだとも言われております。

したがって、ある程度組織的、大きな会計事務所に監査をさせたいというのが国の方針であるとすれば、やはり、有限責任形態の事務所を認めてやった方がよいというのが、どうもヨーロッパの考え方のようにあります。

次に、ローテーション、これは、どの国でもとは申しませんが、多くの国で話題になっております。平成14年に金融審議会公認会計士制度部会でも取り上げられておりました、監査法人自体のローテーション、これはなかなか難しい問題でございます。最近の動向というもの大してあるわけではございませんけれども、オーストリアが2004年から、本来は、監査法人自体のローテーションを要求することになっていたはずなのですが、結局、いわゆる外



部ローテーションは、やはり現実的ではないということになりまして、現在では5年・5年という、つまり5年間やった場合には5年間インターバルをあけるといふ、内部的なローテーションを要求するという方向になっております。このように、EU諸国においては、このたびの会社法第8号指令の改正との関係でも非常に問題になったのですけれども、結局、外部のローテーションを要求しているのはイタリアだけということになっております。イタリアの国内でも結構、これに対して批判があることはあるのですけれども、不思議にこれを維持しております。なお、ご覧頂くとわかりますように、どれぐらいの期間でパートナーをローテーションさせるべきかというのは、国によって若干異なっておりますし、今回の第8号指令の改正によってどのような影響を受けるのかは、必ずしも予想がつかない状態です。

ローテーションについては、いろいろに慎重に検討しなければいけない問題が非常に多くありまして、ヨーロッパの動向から学ぶとすれば、内部ローテーションでとりあえずは様子を見る。今後どうしても問題があれば外部ローテーションも考えるかもしれないというのが、多分このたびの第8号指令の改正に当たっての議論だったのではないかと思います。

付保義務につきましては、監査人に有限責任形態の会社形態の利用を認めていることと結びつけて説明している国もないわけではありませんが、むしろ、監査人の責任限度額との関連で付保義務が課されているように思われます。例えば付保と有限責任が非常に強く結びついている代表的な国は1つはギリシャですけれども、ギリシャでは、第三者に対する責任も、法令上、金額的に限定されています。すなわち、ギリシャでは、賠償額の上限が第三者との関係でも、法定で限定されておまして、これが付保義務を課す一つの理由です。オーストリア、そして先ほどご説明があったドイツでは、会社との間の関係では、法定監査に関する責任額限定が法律により定められておりますが、これも、このような場合には、保険を付すことを強制しなければいけないと考えているためのようです。

制度を比較してみますと、監査事務所自体が有限責任形態をとっていることと、保険を強制することとは必ずしもリンクはしていないのですけれども、たとえば、ドイツの方が書かれたものを見ると、その間にはある程度の結びつきはあるのだという方もいらっしゃいます。保険を付すことが要求されるか否かについては、表をご覧頂くとお分かりいただけるように、各国の状況は結構違っているのですけれども、大ざっぱに申しますと、ある程度の大きさの国は保険を付すことを強制している。すなわち会計士団体のルールで強制しているか、あるいは法律で強制されているかは別として、強制しています。任意という国はフィンランド、ルクセンブルク、オランダというように、規模としては小さめな国なものですから、全体としてみれば、

付保は強制する方向にあるというのがヨーロッパの状況だといってもよいのではないかと思います。

さらに、今回証券取引等監視委員会からもご提案があったこの刑事罰の点ですけれども、刑事罰については、先ほど事務局からご紹介がありましたように、各国の状況は一律ではございません。しかし、一つ確かなことは、監査法人あるいは会計事務所だけに刑事罰を科するという特別法を持っている国というのはほとんどないわけでありまして、会計事務所に刑事罰を科すか否かは、その国の法人処罰というものについての考え方、法人一般の処罰についての考え方に基づいております。たとえば、ドイツとかオーストリアは、そもそも法人には犯罪能力はないという考え方に立っていますので、おおざっぱに言えば、大陸法系の国では歴史的にそのような考え方をとられてきたといえますけれども、監査法人に対する刑事罰も定められて降りません。

これに対して、イギリスの場合には、コモンローの国なものですから、もともと、法人であるか自然人であるかということによって、処罰されるかどうかについては差はないというのが建前です。イギリスやアイルランドの場合には、解釈法、インタープリテーション・アクトという法律があるのですけれども、そこでは、はっきりと、パーソンと言ったとき、人と言った場合には法人等を含む、法人等といっても法人だけではなく、法人格を有しない社団も含む、特に文脈上外れる場合を除き、含まれると定められております。このことからわかりますように、一般的に法人を処罰する国では監査法人もその例外ではないのが原則、逆に一般的に法人を処罰しない国は監査法人もその例外ではなく、自然人である会計士が処罰されるということになっております。ドイツなどでは、法人が虚偽の監査証明等を行ったと評価されたときには、法人ではなくその代表者が刑罰に課されるという解釈になっております。

なお、フランスはちょっと注目に値する国でして、フランスでは、2004年の12月までは会計監査会社、会計監査事務所はおそらく刑事罰の対象ではなかったと思われるのです。と申しますのは、それまでは、法令に定めがある場合には、国を除く法人は刑事罰の対象になるという条文だったからです。しかし、法令に定めがある場合にはという文言を2004年12月の刑法典の改正によってとってしまいましたので、フランスでは、それ以降は会計監査会社であっても処罰の対象になりうるというのが、現在の解釈になっておりません。つまり、刑事罰については、各国それぞれ、さまざまな流れがあるということにして、我が国にとって示唆が得られるとすれば、それは我が国では一般的に法人に対して罰則を課しているのか、これとのバランスという点で、監査法人に刑事罰を科すことが整合的なのかということが、我が国ではちょっと問題

になるのかなという気がいたします。

いずれにしましても、各国の動向と見ると、刑事罰については、今のところ、完全に方向性が見えていない、もう各国全くばらばらという状況にありまして、諸外国の経験のみからは、わが国としてはどちらに倣うべきかということは読み取れないという印象があります。

たしかに、EU第8号指令を改正する際にもかなり議論はあったようですが、結局このところははっきり書かない、各国の状況が違うということで、EU第8号指令は、いわば抽象的な規定ぶりをしたのだとみている方々もおられるところです。

最後に、この表では取り上げておりませんが、先ほど事務局からご紹介がありました中で、改正後EU第8号指令で最も注目に値すると思われるのは、やはり監査法人、監査事務所についての情報開示を非常に強く求めていること、つまりいわゆる透明性報告書を開示することを、公益的事業体を監査する監査事務所に要求しているという点です。これは、非常に画期的だと思われます。と申しますのは、私が調べた限りでは、EU諸国の国内法で、そのような開示を一般的に要求している例はないようなのです。それにもかかわらず第8号指令で、このような規定が入ってきたというのは画期的なことだ、各国がこの点について意見が一致したということは、非常に注目に値する点であろうか思われたところでございました。

以上でございます。

○関部会長 どうもありがとうございました。

お手元に、今まで説明のあった資料のほかに、資料の3、米国の企業改革法の概要、それから資料4、今、弥永先生がお触れになったEUの第8次会社法指令の概要という資料がお手元に行っていると思いますが、これについてちょっと、議論を始める前に事務局の方から簡単にコメントをして頂きたいと思います。

○横山企画調整官 格調の高いご説明の後に恐縮ですが、基本的にこれは前回にお配りした資料を若干膨らませたものでございまして、まず資料の3につきましては、2ページ目の(6)、CEO、CFOによるボーナスの返還というものがサーベズ・オクスレー法で入っていることを追加させて頂きましたのと、次の資料4におきましては、1ページ目の一番最後ですが、「連結財務諸表監査の実施」のところ、企業のグループ監査人というものは、その責任を分割できないというところ。あと、第三国の監査人によって監査されている場合は、グループの監査人は、第三国の監査人による監査証拠を入手できるようにしなければならないというところ。あとは、「8. の監査委員会の設置」を追加させて頂いたのと、最後のページの、「第三国の監査制度に関する同等性評価等」というところで、第三国間の関係について(3)を追

加させて頂きました。

以上でございます。

○関部会長 どうもありがとうございました。

それでは、今日は各国の監査制度、これを下敷きにして我が国の監査制度をどういうふうにもっていったらいいのかということについて議論を、できるだけ多くの委員の皆さんから頂きたいと思っております。

どなたからでも結構ですから、どうぞ、ご意見をどうぞ。

大崎委員。

○大崎委員 意見ではなくて、弥永先生に一つお伺いしたい点なんでございますが、先ほど無限責任の制度をとっていると、会計事務所単位での監査という、組織的な対応をディスカレッジするので有限責任は動いていったという話があったのですが、ただ有限責任ということになりますと、今後は監査を受ける側からしますと、何か問題が起きたときにどこまでお金が取れるのかということが出てまいりますので、そのことと、先生が先ほどご指摘になった第8号指令においても情報開示というのが非常に重視されていることに、何か考え方のリンクみたいなものがあるのかどうかですね。つまり賠償能力を見きわめさせるために開示制度が充実しているという関係であるというふうに理解していいのかどうかということとですね、もう一つ、刑事罰を科すかどうかということは、先生はどちらかというのと有限責任、無限責任のことは余り関係なくて、その法人の処罰能力を認めるかどうかという根本的な違いに由来しているというふうにご説明頂いたんですが、有限責任、無限責任というのと刑事罰を科すかどうかということは、何か関係があり得るのかどうかと、この2つを教えてくださいと思います。

○弥永委員 まず第1の点でございますけれども、恐らく今回の8号指令で開示を要求しているのは、有限責任とは直接関係ないのでございますけれども、ただヨーロッパの場合には通常会社、一般事業会社を含めまして商業登記上におきまして計算書類の開示が要求されております。我が国も実は公告が一般的に要求されているわけです。ヨーロッパの場合には、この商業登記上における開示というものに対して非常にヨーロッパ委員会は力を入れていまして、例えばドイツの場合には必ずしもそれが十分にエンフォースされていないということで、ドイツは実はヨーロッパ司法裁判所からもっときちんとエンフォースするよというふうな判決を受けて、実は過料の水準を上げたとか、そういう経緯もございまして、実は、つまり有限責任を負う監査法人だけではなく、一般事業会社自体がきちんと財務情報を外部に出すと、それによって有限責任ということ認めることを正当化しているという見方がありますので、監査事務所の有

限責任が認められている場合というのは、とりもなおさず一般事業者と同じレベルで財務諸表、計算書類の開示は要求されておりました。

ただ、今回の8号指令の非常に大きな特徴というのは、このガバナンス構造とかネットワーク形態とか、あるいはだれが所有者なのかという、こういうこととか、あるいは内部の品質管理システムについて開示をさせるということでございまして、これは我が国の今回の会社法もそういう考え方に結構のっついているわけですが、開示をさせることによってきちんとした仕組みをつくるというインセンティブを与えようという趣旨だと思われるわけですし、特にこのネットワークなどの開示を要求しているのは、実はフランスなどの影響を受けているのではないかと。フランスは実は監査法人のネットワークというか、監査事務所が他とどういふネットワークの中に入っているかということについて、昔からかなり倫理規則上などで厳しく取り扱ってきたということもあるので、その辺に注目していたのかもしれませんが、また幾つかここ数年間で大きな粉飾事件がヨーロッパでもございまして、その中でどうも監査事務所のガバナンス構造というものについて、ちょっと不安な部分があるという認識が示されたこともあって、それを全部いろいろ取りまとめて開示をきちんとさせることによって、きちんと自分でやろうという、そういうインセンティブを与えようとしているのではないかと私は思っているところです。

刑事罰の方と有限責任は恐らく関係ないのではないかと、ただ刑事罰についてはまだ各国の制度そのものを調べただけなので、そこがなぜこうなっているのかということまではきっちり調べていませんので、また勉強したいと思います。

○伊藤委員 今の2人のご意見、やりとりにも関連いたしますが、今日も経団連の方はいらっしやらないし、経営の実務のあるのは関さんと私ということなので、そういう観点からこの問題についてお話を申し上げたいし、要望をいたしたい。その回答については今回ではなくて、次回以降でまた教えて頂いても結構であります。

最初に、事務局で作業されたこの立派な分析及び弥永先生からの貴重なご意見につきまして大変勉強させて頂き、まずもってお礼を申し上げたい。

それに関連してのことですが、企業における不祥事というのが日本の場合ここ数年ものすごい勢いでありとあらゆる分野で起こっています。この前回の資料より拝見いたしますと、あのときはエンロンの事件を受けて直後に対策の検討をやったと思うんですが、それ以後日本にはいろいろな不祥事が続出しています。ただその不祥事というのは財務報告以外に関するものが非常に多く、最後に財務報告関連のものが出てきたということで、今回の審議会が始まった

のではないかと思います。今日ご紹介がありましたけれども、各国においてもエンロン以降いろいろな改善が行われているようですが、改善によって不祥事がどういうふうになっているのか、増えているのか、アメリカはほとんどなくなったのか、また欧州では先ほどの弥永先生の話によりますと、ここ数年かなり続出しているようですが、しかし日本のような4大監査法人の大ファームにおいて、事件があって、処分が行われたというような例は欧米ではないのかどうかということを、まず第一に教えて頂きたいと思います。

仮に、これが日本だけだということであれば、エンロンと同じように何らか日本の制度に問題があるのではないかなと言わざるを得ない。つまり他国と比較してみても問題がないのかどうかということをチェックしていけばおのずから解決策が出てくると思います。前回の最初の会議のときに、そういう分析のことについての話もございましたので、この後公認会計士協会とか、あるいは審査会等の検討結果が出てくるのかもしれませんが、今日もしわかるのであれば教えて頂きたい、後ほどでも結構であります。

それに関連して、2つ目には、今日の説明の中でガバナンスという言葉がいろいろと出てきております。先ほどの弥永先生の話もございましたけれども、監査法人のガバナンス・開示等というものと、公認会計士協会のガバナンスという話があったわけです。

今日本の企業の不祥事が大変多いということで、特に我々のような生産会社の原局である経済産業省などは、その不祥事を分析して問題点を提起しております。つまり統制環境に問題があると。ここにおられます八田先生が主幹しておられる内部統制部会での、内部統制の評価及び監査の基準案が出て、今企業はそれに従って鋭意対策を進めているわけです。更に5月施行の新商法によって、5月の最初の取締役会において内部統制を構築するという義務を課せられているので、ほとんどの会社は取締役会決議を終わったような状態になっているわけです。

そして、今具体的にどう実行面でそれを進めていくのかということ、これから公表される実務指針を踏まえてやろうとしている段階にあるわけです。一方同じように、これは監査法人に関しても、先ほどの資料を拝見しますと、監査法人の厳正な監査を確保する観点から監査法人における内部統制の強化や云々という言葉が出ていますが、監査法人の内部統制というのはガバナンスも含めて一体どうなっているのか。例えば企業ではガバナンスのあり方としていろいろなことをやっています。例えば、社外取締役を増やすとか社外監査役を増やすという方向に動くとか、アドバイザーボードを入れるとか、あるいはCEOとかCOO等トップの任期を決めていくとか、それから監査役の業務に関しても、単に適法性とどまらず適合性にまでも踏み込んでいくとか、会社はいろんな工夫をしようとしているわけです。

そういう観点について、この監査法人自体の内部統制、ガバナンスの改善というのは一体どうなっているのかが、ちょっとこれだと不明瞭になっているという感じがするわけです。

ですから次回でも結構ですけれども、私はこれを明確にしていけば前回の会議での、いわゆる企業不祥事分析についての問題も出てくるのではないかというふうには思いますので、その点を考えて頂ければと思います。

ちょっと長くなってしまいましたが、3点目は、これは私自身が、経営者としていつも前から、現役のときから感じていたのですが、企業はやはり税務との関係を大変大切にしています。なぜかといいますと、コンプライアンスに関係するからです。この資料の中で、日本・フランス・ドイツというのは確定決算主義であり損金経理要件をやっている国であります。それと、会計と税務は切り離されている英米のアングロサクソンとは違う。企業では重加算税をかけられるということは大変不名誉なことであり、私どもの会社も1円たりともかけられないようにしようというのが、企業の経理を担当している責任者（CFO）の最大の責務になっているわけです。それは会社の恥である。つまりそれは悪質な会社としてのコンプライアンス違反であると思っているわけです。

例えばカネボウの事件などというのは数年にわたって、いやもっと長い期間にわたって不正が行われてきたのではないか。それは税務上どういう対応になっておったのか。その情報は会計士との間でどういう形で流れなかったのか。逆に言えば、この中で不正発見時の監査人の対応ということが9ページに出ておりますが、つまり不正が発見された場合、原則経営者に報告が求められると各国とも皆書かれてあります。会計士が見るのは、「利益を減らした場合とかいうのではなくて、利益を膨らませた場合のみでしょうか」。逆に、税務はそうではなくて、「利益を膨らませたことに関しては何の関心もない」、のかどうかは知りませんが、しかし税務当局はある程度わかっていたはずではないのでしょうか。十何年も続いていたのであれば、それなりにわかっていたのではないか。ですからお互いに会計士の見立場と税務当局、税理士の見立場は違うのですが、過少な利益を計上する場合、過大の利益を計上する場合、いずれにしても企業の不正が行われているという点においては間違いないので、そういう点において確定決算をとっている意味合いは、私は大変あったというふうに思っています。現に企業経営者というのはそういうことに対して大変慎重である、普通の、正常な経営者であればですね。

したがって、そういうものについての対応を、我々はこういう問題を契機に改めて認識をしていくべきではないでしょうか。この3点を、私は気がつきましたのでご報告申し上げておき

ます。

以上です。

○関部会長 どうもありがとうございました。

大変本質的な問題を提起して頂いているのではないかと思います、3つあったと思います。

最初の、アメリカにおけるエンロン後の不祥事がどうなっておるのかと、あるいはヨーロッパの不祥事がどうなっていて、それが監査法人改革にどのように影響を与えておるかという点だったと思いますが、これをわかる範囲で。

○池田企業開示課長 正確なところはまた調査してという部分もあると思いますけれども、アメリカでエンロン、ワールドコムの問題が出た後、それと同様なようなスキャンダラスな問題が、特に監査法人について出てきているということでは必ずしもないかもしれませんが、ただ企業の決算をめぐる個別の問題というのは、その後もいろいろ報じられていることは事実でありますので、それに対して監査法人が個々の事案についてどう関与をしていたのかというのは私どもではちょっとアメリカ内の状況はわからない部分もありますけれども、いわゆる粉飾的なものがなくなっていることはないと思います。

それからヨーロッパについても、ご案内のとおりパルマラットの事件が象徴的には存在をしていて、ヨーロッパの当局も監査人の監督というものについては非常に強い関心を持って、いろいろ監査人監督機構が強化されているのも事実でありまして、当然ヨーロッパにおいても粉飾事件が今なくなったということではありませんが、そういうパルマラット事件を受けた対応というのは急速に進んでいるということでありまして、通して言えることは、当然これで事件がなくなったということは言えないと思いますが、置かれている状況は必ずしも日本だけの問題ではなく、アメリカ・ヨーロッパにおいても同様な問題はある時点において存在し、その中で監査人の監督、あるいは制度について真剣な検討が必要というふうに、当局が認識しているのも共通の状況だと思います。

今日の報告の中で一たんは出ているかと思いますが、各国ともどういう対応をするか、試行錯誤している部分もありますから、決定的にこういう形でやるのが見本であるというものが必ずしも存在している状況ではないと思いますので、我が国の対応については他国も関心を持っていることだろうと思います。

○関部会長 2番目は監査法人の中のガバナンスの問題ということで、これは各国どういう実態にあるのかというようなことは必ずしも十分わからないわけですが、この点はどうしますか。

○池田企業開示課長 この点も、そういう問題意識で各国が監査人のあり方を考えていく中で、



監査事務所における、それは内部統制と呼ぶか品質管理と言うかわかりませんが、監査事務所による品質管理というものが持つ意味合いが大きいという認識は、かなり各国共通している部分があるのではないかと、従来の監査基準というのはどちらかといいますと、個々の監査を行う手続をる書いてきた部分が多いと思いますが、それを監査事務所としてどういうふうに品質管理をしていくかという切り口が一つあり、これが国際監査基準の中でも議論がされ、アメリカでもPCAOBによる基準ができ、また我が国でも山浦先生の方をお願いをしております企業会計審議会の監査部会の方で品質管理基準というものを定めたわけで、監査基準のレベルではそういう取り組みがされてきているということだと思います。

ただ法令レベル、法律レベルで考えたときにそういう監査法人の内部統制とか品質管理の枠組みについてどこまで整理されているかといいますと、もちろんその業務管理体制を整備しなければならないという条文はございますけれども、それ以上どこまで法令の枠組みを用意し、あるいはどこまでそういったもののディスクロズを求めていくかといったことについては、我が国の場合は必ずしもこれまで規定の整備等が行われていないところがありますので、そういうまさに品質管理基準、監査基準ベースでいろいろ対応しているものを、法令の枠組みにどう高めていくかというのは大きい課題として残されているんだろうというふうには思います。

○関部会長 この点に関しましては、監査法人がどのようなガバナンスを実現していくのか。今まで何が不足していて、何が今後重要なのかというようなことについては、今後私どもが検討していく上で論点だと思いますので、これは今日ではありませんが、今後公認会計士協会の藤沼さんの方だとか、あるいは審査会の方でいろんなご議論をして頂けるんだと思うんです。そういうこととあわせて議論をさらに深めていくということにいたしたいと思います。

それから、伊藤さんの3点目の、確定決算主義がこの不正事件にどうかかわりを持っているのかということ、これは大変難しいのですが、少なくとも税と会計との連携とか、そういう問題をどういうふうに考えたらいいかという問題提起だったと思うんですけれども、事務局の方から何か。

○池田企業開示課長 大変難しい問題なので、今日お答えできるものを持ち合わせていませんけれども、確定決算主義がとられることの理由の一つとしては、両方をリンクさせることで、執行の効率性なり実効性を高めるということがあるのは確かにご指摘のとおりだと思いますので、そういう趣旨をどうやって活かしていけるのか、今日のご指摘を踏まえて我々ももうちょっと考えていきたいと思っています。

○関部会長 それではどうぞ、山浦先生。

○山浦先生 ちょうど先週ニューヨークにいまして、25日でしたか、エンロンのCEOの裁判の判決が出たと、ニューヨーク・タイムズを初め、ウォール・ストリート・ジャーナルのトップ記事でかなりの紙面を割いてこの事件を扱っておりましたし、またいろんなテレビのニュースの方もトップのニュースとして扱っていました。それは逆に言いますと、まだこのエンロンの話題性といいましようか、それが冷めやっていないということのあらわれだと思うのですね。そういった意味で、この会計制度あるいは監査制度の改革については、非常に社会の関心はアメリカでも依然として強いということを実感したわけであります。

それはともかくとしまして、前回、ここにありますが、公認会計士法の改正に当たってこの制度部会で議論して積み残しになった中に、監査人としての登録制度について私自身も非常に煮え切らない状況で会計士法の改正を迎えたなという気がしております。EUの第8指令でも法定監査人資格に応じた登録制度ということを非常に強く示唆しておりましたし、それが現実問題として指令が確定して法定化されています。

どういうところがメリットかといいますと、監査人としての資格を明示的な形で管理できるということが一つだと思うのです。個々の会計士の監査人としての資格として、例えばCPE、つまり継続研修制度の単位を取っているかとか、あるいは独立性に対する管理体制がうまくいっているかどうかとか、あるいはその品質管理の全体の仕組みがうまくいっているかどうかとか、そういった要件を満たし得るだけの能力やガバナンス機構を持った監査事務所なのかとかの事項を常に、外から見える形で管理できることがメリットとして挙げられます。こういう仕組みに近いものとしては実はこれまで日本で、例えば以前、監査法人の許認可制というのがありました。これは会計士法によって改正されたのですが、ただ許認可制の際は、会計士が何人集まるかとか、組織管理的というよりはむしろ物理的な要件が揃っているかとか、そういうのが非常に形式的な要件でもって決められておりました。公認会計士の資格さえ取っておれば、そういった資格者が何人か集まれば監査法人ができるという、極端に言ってしまうとこういう仕組みでした。

それをもう一步踏み込んで、法定監査人としての資格と能力を実際に持ちうる者かどうかということを法のもとで管理するということが大事で、これは今後の公認会計士・監査審査会の審査などの制度的な監視体制ともリンクできる仕組みだと思うのです。今回の制度部会でこれについてぜひともご議論頂きたいと、こういう意見を持っております。

○関部会長 ほかに、どなたでも結構です。

はいどうぞ。

○八田委員

今日は最初に、まず平成14年の公認会計士制度部会での報告書で一部積み残しとありますが、問題提起された内容についておまとめ頂きましたけれども、現在の問題についても内容的にはほとんど言い尽くしているのではないかという気もするわけであります。ただ、それに対して実効性のある対応が現在なされているのかいないのかという問題と同時に、もう一つは、先般ご紹介頂きました、今回の金融商品取引法の衆議院を通過する際の附帯決議ですか、これも恐らく、先の制度部会の報告の中での問題提起とほぼリンクしているわけですが、ここで、これを踏まえて4点ほど申し上げたいと思います。

まず第1点は、先ほど伊藤委員からもありましたけれども、監査法人における内部統制、あるいは内部管理システム、品質管理システム、いろいろな要求がありますけれども、いわゆるインターナルコントロール、これがどういう状況にあるのかということ、やはり見える形で外部に開示することが必要であろうという流れはもう避けては通れないと思います。これは官のレベル、民のレベル、全くもって同じだと思います。そしてその内容については当然、真実なディスクロズであるということ、トップの方が宣誓をして頂くという流れがまず一つあると思います。これが民間企業の場合ですと、さらにそれに対して外部監査を義務づけるわけですが、もしも監査法人の場合にそれはどういう形になるのだろうか。通例ですとアメリカ型をとればピア・レビューのような形をとるのでしょうけれども、それは日本の場合に、例えば公認会計士協会の品質管理レビューの対象になってくるのか、しかし、それでは少し事後的過ぎるのではないかということで、例えば宣誓書を義務づけることで、それを裏切った場合の明確な罰則というものを明らかにしておくということも一つ方法があると思いますし、あるいは先ほどのEUの場合の透明性報告書でしょうか、そういった形でそれをだれかが吟味するのかどうか、これをやはり検討する必要があるのかなという気がします。

つまり外の目を入れる、あるいは外の目に触れさせるということが、監査法人についても必要な状況があると思います。

それから2点目の、監査人の選任、報酬決定の問題ですが、これは今日は特にまだ議論にならないようでありまして、やはり前回も全く同じことを申し上げましたけれども、ある程度経営の執行にかかわっている方が監視される対象になっているわけですから、その主人公である監査法人あるいは監査人を選任する場合に、そこに影響力を持ちうるような者がそれに関与するという事はやはり構造的にはおかしいという気がします。そしてその場合に報酬の決定に関しても、見方によっては、例えば資金力のある企業、あるいは利益が大きいところは

報酬負担ができるけれども、営業が伸びていないところはだめだとかいうような経営的発想がまだ根底にある場合には、なかなか独立的な対応がとれないということもありますので、この報酬の決定と支払い、これもやはり日本独自の方法としてどうあるべきということについて考えるべきだと思います。

それから3点目の、監査人のローテーションの問題です。

これは非常に悩ましい問題で、今多くの議論をされているところが、いわゆるEUでいうところの外部ローテーションというのでしょうか。つまり監査法人丸ごとのローテーション。これについては余り導入しているところはないといわれているようですが、皮肉なことに今般のカネボウに絡んだ中央青山の事件というのは、実は我が国において初めて外部的ローテーションがかかったというような案件ではないかということで、実は、市場を通じて結果が出てくる可能性がある。つまり報道されるところ数百社でしょうか、そのクライアントが一時的かもしれませんが、監査人を新たに選任しなければいけない。しかし、これは市場の自発的な意思によってローテーションをかけようとしたわけではなくて、行政の処分という与えられた課題に対して市場が困惑をし、外部ローテーションを今考えようとしているということです。ただこのときに初めて気がついたんですが、そしてかつてから説明はあったものの実態がわからなかったのですが、フランスの場合には公開会社に関して共同監査という複数事務所を選任することから、今般の中央青山の場合にも共同監査をとっている事務所、クライアントというのは事なきを得て、仮監査人を選任しなくてもよいというおもしろい状況があるんですね。つまり一つのところが問題になっても一方で乗り切れると、片肺飛行でできるということ、これはなかなかおもしろいなという、おもしろいというのはちょっと言い方が変ですけども、つまり企業にとっても安心感が得られる、そして監査事務所にとっても、まあまあそんなに市場に迷惑をかけないで済むということで、これは一つ考える方策としてあるのかなという気がします。つまり上場会社に対しては共同監査、何もビッグフォーの中の2つではなくてもいいんですが、つまり法人あるいは事務所の人格が違うところが2つ絡んでくるということです。ただこれは実際に日本でも、大手のクライアントの場合に複数あるというふうには聞いていますが、監査効率の問題、守秘義務の問題、それから監査報酬の問題、幾つか解決すべき問題がありますけれども、その辺は実質的にやはりヒヤリングでもして頂いて状況を確認して、もしもそれがいいならば、今後このようなドラスティックな状況はないとは思いますが、そういった市場に対する安心感というか、市場の投資家を保護するという観点から、考える方策の一つとしてあるのかなという気がしているわけです。

それから4つ目の、監査人、監査法人の責任のとり方、これは前回の公認会計士法の中で、いわゆる行政罰の中で業務停止として1年から2年に引き上げになったことによって罰則の強化が図られたというふうな説明がされていますが、私は前回も申し上げましたが、監査法人に対して現行の制度である限り、1日でも業務停止がなされた場合には実質的に廃業とは言わないけれども、かなりの厳しい意味を持つてくるということです。したがって、そうではなくて段階的な責任のとり方、そしてできるのであれば、市場参加者の混乱を招かないためには、監査法人に対してはやはり課金的な、罰金的なそういった方向づけの方が考えられるべきで、弾力的な責任の追及をすることができるような状況をとるべきであって、刑事罰を入れるか入れないかということ自体、監査法人に対する罰則の中のワン・オブ・ゼムにしか過ぎないという理解をしています。

以上です。

○関部会長 ほかにどうぞ。

○杉山委員 今日の事務局の説明は諸外国の例も含めてかなりいろいろ参考になる、よくできている資料かなと思うんですけども、冒頭にありました中央青山監査法人に対する懲戒処分ですね、今八田先生からもいろいろご指摘がありましたけれども、やはり今回この審議会ですら議論するというのは、こういう不祥事を起こさないということですから、これは早急に後日改めて説明するということだったのですけれども、公認会計士・監査審査会で立ち入り検査はやられているということですので、詳細にこのカネボウの粉飾決算のケース、これを早急に明らかにしてぜひここでの発展的な議論につなげたらどうかと思うんで、それは要望であります。

その関係で言いますと、今回八田先生がちょっと触れましたけれども、行政処分を出した、業務停止を出されたということで、市場によって、外部的にその監査法人が変わるか変わらないかとかいうものは注目されていて、実際にそういう動きが出ているということなわけですけれども、これについても今の行政処分の実効性というんですか、それは先ほど触れましたように八田先生は市場の混乱を招かないようにということですけども、やはりこれは監査委員に対してきちんとペナルティーを課す、もう二度とこういうことが起こらないように内部統制をきちんとしてもらおうという観点では、これはやはりきちんと厳しく、私はやる必要があると思うんです。同時に八田先生が指摘されような、顧客の企業はこれによって全然業務が立ちゆかなくなるということでは困るので、そこら辺はきちんと分析が必要だろうと思うんです。それで恐らくはこのカネボウのケースが一つはいろいろ参考になっていく事例かなと思うんで、これ

からの6月の株主総会で、恐らくはこの中央青山さんの顧客企業がどう判断するのかというのは、メディアを含めて大きな関心のテーマになっていますので、それによって市場がどう反応したのかとか、本当に混乱があったのかどうか、あったとすればどういう点なのか、それから顧客企業がどういう行動に出たのか、これは大きな分析対象にぜひして頂いて、今後行政処分をどうするのか、実効性のある行政処分をどうやったらいいのか、これは罰則の強化、刑事罰を含めて大きく関連する話だと思えますので、ぜひそこら辺の分析をここでやってほしいと思います。

それから、罰則の強化の中で刑事罰のことですけれども、やはりこれもカネボウの件に関連して、それからライブドアの事件もあったわけですから。先日証券取引等監視委員会が、これは直接的な表現ではありませんけれども、刑事罰の導入を含めてそういうことを検討してほしいという建議を出していますので、それは行政なりそういうような調査する機関が、今の刑事罰がないことの問題点があるのかどうか、それもやはりきちんと記録してありますので、それを監視委員会の方にぜひここに来て頂いて、どうしてそういう建議を出されたのか、その理由の背景についてやはり詳しく聞く必要があるのではないかと思います。それは要望であります。

それからもう一点は、先ほどエンロン事件のことが何人かの委員の方から出たんですけれども、やはりアメリカでもエンロン事件を契機に企業改革法ができて、ここに資料の3でありますけれども、いろんな改革が行われたと、日本でもこの改革法にならって幾つかの改革案が取り入れられたわけですが、この中でいろいろ教えて頂きたいというか、これからの検討課題でいいんですけれども、このPCAOB、監査法人の監視体制強化のための機関が設置されたわけですが、日本でも例えば今金融庁の中にある公認会計士・監査審査会、ここが審査・検査という手続をやっている、今回も4大監査法人に対して立ち入り検査をやったわけですが、この審査会の今の機能で十分なのかどうか、そこはやはりじっくりと検討する必要があるのかなと思うんです。とりわけアメリカのこのPCAOBをもうちょっと掘り下げて見ていく必要があるだろうと思うんです。

例えばこの機関はどんなような位置づけなのか。例えばSECとの関連はどうかとか、それから人数はどのくらいで、どういう検査をしているのか、ここの予算というお金ですね、資金はどうやって成り立っているのか、こういう点、つまり今日本ではいろいろ、政府も小さくしようというのですけれども、逆に日本で公認会計士・監査審査会なんかの機能を強化するとやはり人の出は必要ですし、お金がかかりますので、そういう意味ではそういう小さな政府とはちょっと違う面が出ているかもしれません。ただこの監査法人のそういう監視を強化しよ

うというのは非常に重要なテーマですから、そういう点をきちんとやる意味では、そういうようなお金をかける、人もかけるというのは公的な部分でもやはり私は必要ではないかなと思うのです。

先ほど公認会計士・監査審査会が品質管理レビューのモニタリングをやっているということですが、本当にモニタリングが十分なのかどうか、これも今後の大きな議論になると思いますので、ぜひアメリカのPCAOBなどというのは一つの参考にすべき大きな事例になりますので、そこら辺をよく事務局の方で、後で結構ですのでよく勉強させて頂きたいと思えます。

以上です。

○関部会長 ご要望はいずれも重要な点ばかりだと思います。中央青山の今回の不正の検証、それから行政処分の実効性の分析、それから監視委員会の建議の背景等について整理をすること、それからアメリカのPCAOBの実質というのはどうなっているのか、どのように機能しておるのか、それと比べて審査会の機能はどうかという点だったと思いますが、いずれも整理をしてこの場の議論に上げたいというふうに思っております。

そのほかございませんか。

○加古委員 今までの議論の繰り返しになるかもしれませんが、あえて一言発言させて頂きたいと思えます。

それは監査法人の実態開示制度といいますか、これの強化・整備について、この際もし突っ込んで検討しておく必要があるのではないかとということでもあります。

もともと資本市場における投資者の意思決定にあたっては企業の財務内容が重要なデータになるわけですが、今や財務情報の提供先である企業の実態開示はもとより、それをチェックする責任を持つ監査法人に対する実態開示も実は強く求められているのではないかとというふうに思われるわけです。前回の報告書、関座長も参加して頂きましたけれども、あの開示の問題について、ちょっと歯切れが悪かったように思うんですね。見直してみると今日のパンフレットでいいますと17ページの上で、財務内容の開示についてはわずかに触れることはできましたけれども、不正を未然に防止するという観点からの開示については、なお議論が不十分であったように思うんです。それをもう少し詰めていかなければならない。不正を未然に防止するためには一体何をどう開示することが有効であるかということについて、反省をし、検討を加えるということでもあります。

例えば財務内容の開示だけではなくて、監査先との癒着の問題があるのであれば、そのロー

テーションの実態について開示するとか、あるいは当該法人のガバナンスはこうなっていますということについて開示させるのかしないのかを含めて、監査法人の実態開示についても一度この際検討してみる必要があるのではないかというふうに思っております。

以上です。

○上柳委員 上柳です。

本当に繰り返しになるかもしれませんし、特に先ほど事務局の方に要望があった先ほどの事件の分析であるとか、それから監視委員会の方がどこに不十分さを感じておられるのかというところをぜひ伺いたいところだと思います。その上で若干の感想といいますとあれですけども、今回の証券取引法の改正の附帯決議にもありますし、今日も処分の例を頂きましたけれども、処分説明文書だと別紙の2のところですか、どこが悪かったかということで、要するにレビューパートナーに過度に依存したというのが①で、2つ目はレビューパートナーのレビューがきっちりとできる体制がなかったと、要するに何かご本人といいますか担当者がやっていることを回りから全然監督できなかった、あるいは救う体制が不十分だったということになるわけですけども、ではそれを防ぐためにはどうしたらいいのだろうかということですが、私は一つのやり方としては全体として刑事罰というか、究極の制裁といいますか、天下の宝刀という形にしても場合によっては本当に全体が、法人自体がつぶれてしまうかもしれないような、そういう強権発動があり得るんだよということで、ある意味では威嚇するというのは一つの手だとは思いますが、十分に検討しなければいけないとは思いますが、ただ形だけをつくって、なるべく発動しない方がいいわけで、そここのところの間をつなぐようなところをもう少しこの機会に詰める必要があるのではないかと思います。

変な話かも知れませんが、とにかくまさにこのレビューなりあるいは管理体制なり、あるいは開示の正確性を確保する、仕事をやってみている方が当の自分の足元でこういうことになったと、医者の不養生とか、私弁護士ですけども、弁護士事務所でも不祥事がありますので、なかなか難しいことはよくわかるんですが、そのあたりをぜひ周りからだけでなく、監査法人の皆さん方、あるいは協会の方からもぜひ、どの辺が本当に問題で、何も厳罰主義ではなくて、本当に能率よくしかも品質の高いものを示すためにはどうしたらいいのかというあたりをもっともっとご提案頂ければなと思ひまして、事務局にお願いするだけではなくて、協会さんの方にもお願いしたいなと思ひました。

以上です。

○藤沼委員 藤沼でございます。



皆様からの監査法人制度の強化に向けていろいろご検討を頂きまして、非常に参考になっております。

私といたしましては、今のような状況の中で監査法人制度の強化に向けて何か取り組むということは非常に重要なことだと思っておりますが、どちらかというところ今の現場の色々な問題から、極端というか、自主規制から官規制に移るとか、そういうようなことについては、まず我々は会計監査人自身の業務の改善を通じて最大努力する。それを補完するという形で官の方の、例えば公認会計士・監査審査会とかそういうところでそれをチェックしてもらう。それが一番国民経済的にもいいのではないかとこのことを、かねがね申し上げているわけでございます。登録制につきましては、今でも監査法人の設置に際しては協会にて会員登録の手続きはするんですけども、登録後については金融庁の監督下に入っているわけでございますので、そういうことで登録審査から一気通貫で規制するというような議論もわかるのですけれども、それは自主規制機関としての協会の役割というようなものを強化した上で対応したいと思っております。

刑事罰の導入については、これはご意見があることはわかるわけでございますけれども、やはり監査法人というのは、4大法人につきましてはやはり社員数が400人とかそれ以上の社員数の中で、それぞれ手分けして業務をしている。法定監査ですと、例えば中央青山監査法人の場合には2,300社という多数の会社の仕事をやっているわけですから、これを一般的な会社と同じようなやり方で品質管理ができるというわけにはいきません。やはり業務執行を担当している者にかかなりの程度を任せなくては行けない。その上で事務所の品質管理体制が有効に機能するようにするというようなことで、一般企業とは必ずしも同じような性格のビジネス形態ではないということをご理解頂けたらと思います。あともう一つは、監査事務所に対する刑事罰の適用については、やはり事務所の名前や信用についての脆弱性、いわゆる名声というものがなくなると、実質的に大きな影響を与えるということを考えて頂きたいと思っております。法理論的には何か一貫性があるようなんだけど、実際アレルギー体質の人に、アレルギーの注射を打ったらそれで機能が停止してしまうというような意味での影響があるので、その辺のところはじっくりと議論して頂きたいと思っております。むしろ、重要な監査上の問題が起こらないような体制をいかにつくるかというところに、重点を置いて議論して頂く方が、むしろ建設的な議論ができるのではないかと思います。

以上でございます。

○原委員 前回欠席をしておまして、それから大変専門的なお話なので、消費者側からの意

見というところで必ずしも的を射ていないかもしれませんが、率直な感想ということで意見を言わせて頂きたいと思います。

今回の中央青山監査法人によるカネボウの粉飾事件というのは、大変な驚きでした。市場の信頼性という意味では、もっともこういったところで粉飾決算が起こってはならないというところに起きて、それも巨大な監査法人、名のある監査法人で起きたということ。それからカネボウにしても、消費者側からの信頼は非常に厚いところで、こういった両者の組み合わせで起きたということが非常に衝撃的でした。

一部の悪徳な事業者とか、監査法人とか、それから相手方の企業というところで起きるといって、そういう不祥事的なことというのは、もちろんこういう場面ですから考え得るのですけれども、そうではなくて、本当に根幹を支えていらっしゃるようなところで起きたというところに、私としてはやはり構造的な問題が潜んでいるのではないかと考えます。

私自身の友人も公認会計士がおりまして、その人たちは非常に信頼性の厚い人たち、きちんと業務をしていらっしゃる方と私は思っているのですけれども、そうであってもなぜこういうことが起きてしまうのかというところの、まず分析というのが大事ではないかと思えます。

今回も3人の方のお名前が懲戒免職ということで上がっておりますけれども、建築関連では姉齒さんを国会に呼ばれたりとか、関連の方々の国会での参考人招致ということでやられておりますけれども、今回のことについてはまだ明確な分析というものを、消費者も国民も聞いていないというのが実情ですので、まずはそこを大前提にスタートして頂きたいと思えます。

それで3つ考えておりまして、1つはなぜこういうことが起きてしまうのか。もちろん悪意を持ってやろうとする、犯罪をもってやろうとする部分についてはそれはもう論外なのですが、そうではなくて良心的に業務をしたい、公正な業務をしたいと思ってもバイアスがかかってしまうというような、何か構造的な問題が潜んでいるのではないかとこの懸念というんでしょうか、疑問のようなものが晴れる形になってほしいというのが第1点です。

それから2つ目は、万一それがやむを得ない場合で、不正が生ずるような土壌であれば、検査とか監督というところが非常に重要になってくるわけで、先ほどご指摘がありましたように、アメリカではPCAOBですか、こういった機関が置かれておりますけれども、こういった形での検査とか監視、ここを有効に働かせるためにはどうしたらいいのかというのが2つ目としてあるように思えます。

それから3つ目は、抑止力となるルールをどのように定めておくかということなのですが、

藤沼さんから一般の企業とは随分違うので、まず自主規制のところから頑張ってみたいというご発言があったわけなのですが、一方で自主規制というのがあります。ご自分たち、協会独自で頑張る自主的なルールを定めてやろうというところがあると思うのですが、仮に今回その自主規制というところの強化を考えられていらっしゃるのであれば、ぜひそれについてはどのようなことを今お考えになっていらっしゃるのかということをご教示頂きたいというのがあります。それからもう一方には、非常に強力な刑事罰の強化というところがあるわけなんですけれども、私はバラエティーに富ませた方がいいというふうに思っておりまして、どちらも必要であろうと、そしてこの中間層のところなのですが、上柳委員からもご発言がありましたように、もっとここをバラエティーに富ませて、課徴金の導入・強化とか、それからその課徴金に制裁的な機能を負わせるとか、それからアメリカのこの例を見ましたらリーエンシーの仕組みというものです、公益通報者保護法も制定をされておりますし、こういった公益通報という形に報いる形での制度設計というようなことも考えられると思っております、ここは柔軟な仕組みを、柔軟なルールをぜひ検討して頂きたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○澤田委員 澤田でございます。

皆さん方のご意見を聞いてダウン寸前だなどと思っているんですけども。

幾つか本日の議論の中で論点というか、先ほど藤沼が申しましたように、我々いわゆる監査法人としてのガバナンスが問われていますが、これにつきましては、一般事業会社と監査法人のガバナンスの有り方の本質的な違いというのを、我々が社会に理解されるよう説明せざるを得ないだろうと、考えています。

そこでは、個別の監査意見を形成していくに当たって、そのジョブにかかわっている人間が、これはもう基本的にきっちり責任を負っていく体制を整えないと、現実的に対処できないというのが、我々の認識でございます。ただ、それを監査事務所の品質管理としてどうサポートしていくかという体制を説明することになっていくのかなと思っております。そのことが多分いろいろな問題がありますけれども、いわゆる監査報告書に対するサインのあり方にも影響しますし、いわゆる直接監査に携わった人間と、監査法人との責任関係をどう考えるのかという問題にもかかわってきて、基本的な議論になっていくのかなという感じがします。

もう一点、一番初めに伊藤さんの方からお話がありました、会計と税務の関係についてですが、これは多分、これを進めていくと前回の積み残しになっている監査法人の社員資格というところの問題に行き着くのではないかなと思っております。ある意味で言いますと、監査法人ではな

くて海外のように会計ファームなのかという議論の切り口になるのかなとそんなふうに感じております。

それともう一点だけご確認願いたいんですが、一番初めにご説明がありました監査法人の規模の問題で、このペーパーの1ページのところに監査法人の規模別のペーパーがありました。これにつきまして、日本もアメリカもイギリスも小規模事務所が非常に多いというご説明がありましたけれども、私はその一言でなかなか片づけられない現状があるのではないかなと思います。といいますのは、日本の場合は25名以上の公認会計士をもって構成している監査法人が12なんです。これは4法人も含めて12です。アメリカを見ますと25名以上という切り方をしましたら392あるんですね。イギリスの場合は21名以上でしたら、これは40あるんです。だからある意味で今回中央青山さんのこういう案件があったときに、我々の業界が抱えている矛盾点というのが明確な形で噴き出したと思うわけです。

現実問題としまして、今回の処分を受けて、監査法人を替えたいという動きがあっても、多分大手3法人以外でなかなか監査の受け手が見つからない、企業側の選択肢というのは物凄く限定されている現状に我が国はあるということをご認識願いたいと思います。

以上です。

○関部会長 ほか、ございませんか。

○八田委員 再びすみません。

私の個人的な感想といいますか、今回のカネボウの事件だけに関して申し上げたいんですけれども、巷間伝えられているメディアの中でしか知る由はないわけですが、監査人の専門技術的な部分で欠落していた、そのことによってこの粉飾を見逃していたという問題なのかと考えたときに、恐らくその後の証言や今回のこの処分の内容を見てもわかるのですけれども、論点は2つだと思うのです。

1つは、もう完全に当事者のメンタリティーの問題だということです。つまりプロフェッションでありながら、そのプロフェッショナリズムを遂行できなかった。それはどういう理由かわかりません。例えば法人を守りたい、あるいは親しい関係にあったとか、つまり言うならば外観的な部分も含めた精神的な独立性の欠如にあったという点が第1点、大きく指摘されると思うのです。

それからもう1つは、この法人というスタンスで監査業務を請け負っているはずなのが、ほとんど内部統制的な発想で言うならば情報の伝達といいますか、風通しのよい意見が現場と審査部門、あるいはそのチームとの間に飛び交っていなかったのではないかと。だれか数人でも何

かおかしいと考えるならば、これはおかしいということで、どこかでそれを吸い上げることはできたはずではなかったか。それが頓挫していたということで、事務所が巨大化してしまったことが遠因かもしれないし、その法人の特質かもしれません。

つまりこの2つだと私は思っているわけです。ということで、これをどういうふうに抑止していくのか、制御するのかというのは非常に難しい問題で、つまり見えない部分の解決を図ろうとしているわけです。だからどんなに法律を細かく決めてもなかなかできないので、あるとするならば完全なる抑止力を持った罰則の強化しか私はないと思っているわけです。しかし果たしてそれでいいのかということです。たまたま先ほど、山浦先生が先週のニューヨークの話をされました。私も多分同じ時期にニューヨークにおりまして一昨日帰ってきました。私の見方は全く違っています。エンロンに対しては実は行政当局が非常に勝利をうたっております。つまり我々がぐだしてきた判断は間違っていなかったと、今般の結論はいわゆる評決の結果ですから、まだ裁判の最終結果ではありませんのでどうなるかわからないですが、このような結論は間違っていなかったということで、行政主導型の体制でよかったというメッセージも出しているわけです。

ですから今回のこの行政処分も、そういう意味で行政がぐだした判断で、特にほかのところではまだ起きていないわけですから、どういう結果にたどり着くかわからないわけですが、なかなか難しい問題があつて、恐らく今世の中は行政主導型の規制というものの対応がとられているので、そういう方向に行くのもやぶさかではないと思うのですが、先ほど藤沼会長が言われたように、こういった危機的な状況の中において、いたずらにヒステリックになって、余りドラスティックな改革をするという点については慎重でなければならないと思います。これもアメリカの例でありますけれども、先の導入された内部統制実務も今激しい揺り戻しがあつて、どうしようかということで非常に混迷を極めていることもありますので、ぜひ冷静になって考える必要があると思います。そのためにやはり、罰則の中の一つに、先ほど紹介がありましたアメリカの方で行われているのが、行政の処分の中で教育トレーニングを強化することがあります。つまり事務所にある程度の金を出させて、それを教育基金として事務所所属員全員のCPEといいますか、継続教育をより強化させようということです。非常におもしろい発想だと思うんですけれども、こういうものがやはりあつてもいいのかなという気がするわけで、できるならば精神的な部分の強化、つまり職業人としての意識の変革、これができるような何か提言が審議会としてできればなという気がします。

○関部会長 どうぞ。

○安藤委員 時間が来ています、簡単に申し上げます。

ご議論を聞いていると、私は大学人ですから中立的な立場でものを言っているつもりですが、やはり監査法人さんに対して非常に厳しい意見が出ていて、やはり規制を強化するという方向です。この間カネボウ事件とかいろいろ起きているということはあるのですけれども、皆さんご存じで、余り議論されないのが監査報酬の水準です。日本が低いというのは皆わかっているわけです。これで監査法人にもっとやれ、もっとやれと言っても。あと国立大学法人の会計監査が始まったらご覧のとおり格安の報酬ですね。だから大学法人が楽をしているのですけれども、これでは続くわけではないとわかるわけで、一事が万事です。監査法人の監査報酬の水準の話を聖域にしないで、やはりちょっと話をしないと、これはアンバランスな議論になるのではないかということ——大体それで皆さんおわかりだと思います。

○関部会長 いろいろご意見を頂きましてありがとうございます。

論点と一定の方向性のようなものは今日のご議論で大分出たのではないかと考えております。今日出ましたご意見も踏まえて、監査法人制度等のあり方について、さらに今後検討を進めていきたいというふうに考えております。

それでは事務局の方から連絡事項をお願いいたします。

○池田企業開示課長 それでは次回会合の日程についてご連絡させていただきます。

今回は6月23日、金曜日の10時から開催を予定しております。

次回につきましては、どういうふうにやるかは、今日いろいろ頂きましたご指摘も踏まえて再度検討したいと思いますけれども、基本的には各界からのヒヤリング等を実施させて頂きながら、その上でさらに討議を深めて頂きたいというふうに考えているところでございます。

○関部会長 それでは、本日はどうもありがとうございました。

これにて散会いたします。

午後3時03分 閉会